

# 物品購入等契約に係る 取引停止等の取扱要項

(平成 31 年 4 月 1 日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学

大阪河崎リハビリテーション大学  
物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項

(目的)

第1条 この要項は、大阪河崎リハビリテーション大学（以下「本学」という。）が発注する建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「物品購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定める。

(定義)

第2条 取引停止とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 学長は、業者が、別表各項に掲げる措置要件の1つに該当する場合は、情状に応じて同表各項及びこの要項の定めるところにより期間を定め、物品購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

(取引停止に係る特例)

第4条 業者が1つの事案により別表各項に掲げる措置要件の2つ以上に該当した場合の取引停止の期間は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、別表各項に掲げる措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、当該各項に定める期間の2倍の期間とする。

3 前項のうち、取引停止の期間中に措置要件に該当することとなった場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日とする。

4 学長は、業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができるものとする。

5 学長は、業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号の規定による長期を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が24ヶ月を超える場合は24ヶ月）まで延長するこ

とができるものとする。

- 6 学長は、取引停止の期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号前各号に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができるものとする。
- 7 学長は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。
- 8 学長は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができる。
- 9 別表各号の措置要件に該当する事案で、当該措置要件ごとに規定する期間の長期を経過した後知り得たときは、取引停止措置は講じないものとする。

(下請負人に関する取引停止)

第5条 学長は、前条第1項の規定により取引停止を行う場合において、当該取引停止について責を負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該取引停止をされる業者の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せて行うものとする。

(共同企業体に関する取引停止)

第6条 学長は、第3条の規定により共同企業体について取引停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該取引停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を行うものとする。

- 2 学長は、第3条又は前条若しくは前項の規定による取引停止に係る業者を構成員に含む共同企業体について、当該取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を行うものとする。

(指名等の取消し)

第7条 契約責任者は、取引停止をされた業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合、並びにこれらに基づき入札書又は見積書が提出され開札等に至っていない場合は、

当該指名等を取り消すものとする。

(取引停止措置等の通知)

第 8 条 学長は、第 3 条の規定による取引停止、第 4 条第 7 項の規定による取引停止の解除及び前条の規定による指名等の取消しをしたときは、当該業者に対し遅滞なく、別紙様式第 1 号、第 2 号又は第 3 号により通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

(取引停止期間中の下請等)

第 9 条 学長は、取引停止の期間中の業者が本学の契約に係る製造等の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限りでない。

(警告又は注意の喚起)

第 10 条 学長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この要項は、平成 19 年 11 月 5 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

## 取引停止の措置基準

措 置 要 件	停 止 期 間
<p><b>(贈賄)</b></p> <p>1 次に掲げる者が、本学の役員及び職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>(2) 業者の役員又は支店若しくは営業所（常時物品購入等契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、前号に掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>(3) 業者の使用人で前号に掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p>
<p>2 次に掲げる者が、官公庁その他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(1)代表役員等</p> <p>(2)一般役員等</p> <p>(3)使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p><b>(独占禁止法違反行為)</b></p> <p>3 本学発注の物品購入等契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p>
<p>4 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2か月以上9か月以内</p>

<p><b>(競争入札妨害又は談合)</b></p> <p>5 本学発注の物品購入等契約に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が、刑法（明治40年法律第45号。以下同じ。）第96条の3に規定する競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上12か月以内</p>
<p>6 官公庁その他の公共機関の発注に係る物品購入等契約に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が、刑法第96条の3に規定する競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上12か月以内</p>
<p><b>(暴力団関係者)</b></p> <p>7 代表役員等又は業者の経営に事実上参加している者が、集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上12か月以内</p>
<p>8 代表役員等が、業務に関し不正に財産上の利益を得、又は債務の履行を強要するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上12か月以内</p>
<p>9 代表役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上12か月以内</p>
<p><b>(虚偽記載)</b></p> <p>10 本学発注の契約に係る一般競争、氏名競争又は随意契約において、必要として求めた調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p><b>(過失による粗雑な契約の履行)</b></p> <p>11 本学発注の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき。（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p><b>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</b></p> <p>12 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なもの</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>

を除く。)を与えたと認められるとき。	
<p><b>(安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故)</b></p> <p>13 本学発注の契約の履行に当たり,安全管理の措置が不適切であったため,履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内
<p><b>(契約違反)</b></p> <p>14 第11号に掲げる場合のほか,本学発注の契約の履行に当たり,契約に違反し,契約の相手方として不適切であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内
<p><b>(落札決定後の契約事態)</b></p> <p>15 本学発注の契約に係る一般競争契約,指名競争契約において,落札の決定後に契約締結を辞退したとき。</p>	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
<p><b>(不正又は不誠実な行為)</b></p> <p>16 前各号に掲げる場合のほか,業務に関し不正又は不誠実な行為をし,契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から 2週間以上9か月以内
<p><b>(その他)</b></p> <p>17 前各号に掲げる場合のほか,代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され,又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定により罰金刑を宣告され,契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

別記様式第1号（第8条関係）

年 月 日

業者名  
代表者 殿

大阪河崎リハビリテーション大学  
学 長 印

取 引 停 止 通 知 書

この度、貴社を下記のとおり、本学の契約について取引を停止することとしましたので、通知します。

記

1. 取引停止措置の期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2. 取引停止措置の理由

以上

別記様式第2号（第8条関係）

年 月 日

業者名  
代表者

殿

大阪河崎リハビリテーション大学  
学 長

印

取 引 停 止 期 間 変 更 通 知 書

先に、 年 月 日付けをもって貴社の取引停止を行った旨通知したところでありますが、この度、下記のとおり当該取引停止の期間を変更しましたので、通知します。

記

1. 変更後の取引停止の期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2. 期間変更の理由

以上

別記様式第3号（第8条関係）

年 月 日

業者名  
代表者

殿

大阪河崎リハビリテーション大学  
学 長

印

取 引 停 止 解 除 通 知 書

先に、 年 月 日付けをもって貴社の取引停止を行った旨通知したところでありますが、この度、当該取引停止を解除しましたので通知します。